

○総務省令第十一号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月五日

総務大臣 林 芳正

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令
（無線設備規則の一部改正）

第一条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

目次

「第一章」第三章 略

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

「第一節」第四節の三十一 略

「第四節の三十二」九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九條の三十四）

第四節の三十三 鉄道用及び軌道用の無線局の無線設備（第四十九條の三十五・第四十九條の三十六）

「第五節」第九節 略

「第五章」略

附則

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四條 略

「2」11 略

12 四一GHzを超え四二GHz以下、四三・五GHzを超え四五・五GHz以下、五四・二五GHzを超え五七GHz以下又は一一六GHzを超え一三四GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、五〇マイクロワット以下でなければならない。

「13」35 略

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

「第一節」第四節の三十一 略

第四節の三十三 鉄道用及び軌道用の無線局の無線設備

（四三GHz帯駅プラットフォーム画像伝送システムの無線局の無線設備）

第四十九條の三十五 四三GHz帯駅プラットフォーム画像伝送システム（四三・五〇一GHzを超え四三・七七四GHz以下の周波数の電波を使用する鉄道又は軌道の駅、操車場、車庫その他これらに類するものに開設する基地局が列車に設置された受信設備との間で主として画像伝送を行うための無線通信を行うシステムをいう。別表第一号注31(25)及び別表第二号第82において同じ。）の基地局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、同報通信方式又は単向通信方式であること。

二 変調方式は、位相変調、周波数変調、位相偏移変調、周波数偏移変調若しくは直交位相振幅変調又はこれらを組み合わせたものであること。

三 搬送波の周波数は、次のとおりであること。

イ 占有周波数帯幅が三六MHz以下の場合にあつては、四三・五二GHz、四三・五六GHz、四三・六GHz又は四三・六四GHzであること。

ロ 占有周波数帯幅が三六MHzを超え一〇八MHz以下の場合にあつては、四三・六GHz又は四三・七二GHzであること。

四 空中線電力は、一ミリワット以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、三八デシベル以下であること。

目次

「第一章」第三章 同上

第四章 「同上」

「第一節」第四節の三十一 同上

「第四節の三十二」九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九條の三十四）

「第五節」第九節 同上

「第五章」同上

附則

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四條 「同上」

「2」11 同上

12 四一GHzを超え四二GHz以下、五四・二五GHzを超え五七GHz以下又は一一六GHzを超え一三四GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、五〇マイクロワット以下でなければならない。

「13」35 同上

第四章 「同上」

「第一節」第四節の三十一 同上

〔新設〕

六 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ 占有周波数帯幅が三六MHz以下の場合にあつては、搬送波の周波数から四〇MHz離れた周波数の(±)一八MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より二三デシベル以上低い値であること。

ロ 占有周波数帯幅が三六MHzを超え一〇八MHz以下の場合にあつては、搬送波の周波数から一〇MHz離れた周波数の(±)五四MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波の電力より二三デシベル以上低い値であること。

(四三GHz帯列車無線システムの無線局の無線設備)

第四十九条の三十六 四三GHz帯列車無線システム(四三・五二二GHzを超え四四・三二八GHz以下又は四四・八四二GHzを超え四五・四七八GHz以下の周波数の電波を使用する鉄道又は軌道の線路敷地内に開設する基地局と列車に開設する陸上移動局との間で無線通信を行うシステムをいう。別表第一号注31⁽²⁾及び別表第二号第82において同じ。)の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 通信方式は、同報通信方式、単向通信方式又は複信方式であること。

二 変調方式は、位相変調、周波数変調、位相偏移変調、周波数偏移変調若しくは直交位相振幅変調又はこれらを組み合わせたものであること。

三 搬送波の周波数は、次のとおりであること。

イ 占有周波数帯幅が三六MHz以下の場合にあつては、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定める値であること。

(1) 基地局の無線設備 四四・八六GHz以上四五・四六GHz以下の周波数の電波であつて四四・八六GHz及び四四・八六GHzに四〇MHzの自然数倍を加えた周波数の電波

(2) 陸上移動局の無線設備 四三・五四GHz以上四四・三GHz以下の周波数の電波であつて四三・五四GHz及び四三・五四GHzに四〇MHzの自然数倍を加えた周波数の電波

ロ 占有周波数帯幅が三六MHzを超え一〇八MHz以下の場合にあつては、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定める値であること。

(1) 基地局の無線設備 四四・九四GHz以上、四五・三GHz以下の周波数の電波であつて四四・九四GHz及び四四・九四GHzに二二〇MHzの自然数倍を加えた周波数の電波

(2) 陸上移動局の無線設備 四三・八二GHz以上四四・一八GHz以下の周波数の電波であつて四三・八二GHz及び四三・八二GHzに二二〇MHzの自然数倍を加えた周波数の電波

四 空中線電力は、六〇ミリワット以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれ次に定める値であること。

イ 基地局の無線設備 四〇デシベル以下

ロ 陸上移動局の無線設備 三五デシベル以下

六 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ 占有周波数帯幅が三六MHz以下の場合にあつては、搬送波の周波数から四〇MHz離れた周波数の(±)一八MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より二三デシベル以上低い値であること。

<p>ロ 占有周波数帯幅が36MHzを超えて108MHz以下の場合にあっては、搬送波の周波数から100MHz離れた周波数の(十一)五四MHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波の電力より二(十二)dB以上低くなることとする。</p> <p>別表第一号 (第5条関係) [表略] [注 1～30 略]</p> <p>31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>〔1〕～〔15〕 略]</p> <p>(16) 38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの (10)及び(12)に掲げるものを除く。) 100 (10⁻⁶)</p> <p>〔17〕～〔24〕 略]</p> <p>(25) 43GHz帯無線ブレットホーム画像伝送システムの無線局及び43GHz帯列車無線システムの無線局 50 (10⁻⁶)</p> <p>[32～58 略]</p> <p>別表第二号 (第6条関係) [第 1～81 略]</p> <p>第82 43GHz帯無線ブレットホーム画像伝送システムの基地局又は43GHz帯列車無線システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を使用する場合には、電波の型式に冠して表示する。</p> <p>1 チヤネル間隔が40MHzのもの 36MHz</p> <p>2 チヤネル間隔が120MHzのもの 108MHz</p>	<p>別表第一号 (第5条関係) [表同左] [注 1～30 同左]</p> <p>31 [同左]</p> <p>〔1〕～〔15〕 同左]</p> <p>(16) 38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの (10)及び(12)に掲げるものを除く。) 100 (10⁻⁶)</p> <p>〔17〕～〔24〕 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[32～58 同左]</p> <p>別表第二号 (第6条関係) [第 1～81 同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

【1・川 盛】

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

【様式略】

【注1～3 略】

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種類に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとする。

特定無線設備の種類	記号
【略】	【略】
第2条第1項第81号に掲げる無線設備	WR
第2条第1項第82号に掲げる無線設備	TP
第2条第1項第83号に掲げる無線設備	TB
第2条第1項第84号に掲げる無線設備	TM

【5 略】

【1・川 同土】

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

【同左】

【様式同左】

【注1～3 同左】

4 【同左】

特定無線設備の種類	記号
【同左】	【同左】
第2条第1項第81号に掲げる無線設備	WR

【5 同左】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。